

太陽セランド熊本支店 熊本市鶴羽田町字上の原 767-2	事業所の名称及び所在地	太陽セランド熊本営業所 熊本市八反田 1-3-78
有限会社田中商事 阿蘇郡阿蘇町内牧 289-1	事業所の所在地	阿蘇郡阿蘇町三久保 783

熊本県告示第 106 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社コムスン 熊本出水ケアセンター 熊本市出水四丁目25番32号レジデンス 新産102号	株式会社コムスン	平成16年2月1日

熊本県告示第 107 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所ほほえみ 上益城郡矢部町大字南田221番地1	矢部開発株式会社	平成16年2月1日

熊本県告示第 108 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 公衆の保健
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 109 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年2月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 下益城郡城南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに城南町役場に備え置いて縦覧に供する。）